

第一百三十二回

参議院災害対策特別委員会会議録第十一号

平成七年六月九日(金曜日)
午前八時三十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

佐藤 三吾君

渕上 貞雄君

泉 信也君

猪木 寛至君

大島 廣久君

太田 豊秋君

下条進一郎君

松谷蒼一郎君

山崎 正昭君

村沢 牧君

安永 英雄君

野別 隆俊君

安永 英雄君

釘宮 磐君

江本 孟紀君

補欠選任

上野 公成君

溝手 顯正君

佐藤 静雄君

岡 利定君

加藤 紀文君

稲村 稔夫君

渡辺 四郎君

政府委員

衆議院議員

災害対策特別委員長

國務大臣

國務大臣

日野 市朗君

小澤 潔君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈田 貞子君

釘宮 磐君

木暮 山人君

江本 孟紀君

林 紀子君

谷畠 孝君

渡辺 四郎君

刈

についてであります。

本部長は、気象庁長官に対し、地域に係る地震に関する調査または研究を行う関係行政機関等の調査結果等の収集を要請することができることとし、気象庁及び管区気象台は、その事務を行うに当たっては地域地震情報センターという名称を用いることとするものであります。

第七は、関係行政機関等の協力についてであります。本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供等必要な協力を求めることがこととするものであります。

第八は、国の調査研究の推進等についてであります。国は、地震に関する調査及び研究のための体制整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るために必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならないものとすることであります。

また、国は、地方公共団体が行う研究等に必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないものとすること等となっております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(陣内幸雄君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

府がとった具体的な措置及び今後の施策についてちょっと細かく御説明を願いたいと思うのであります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に関しては、政府がこれまでに講じました具体的な施

策でございますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定す

るとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理について

さらに、復旧・復興への足がかりとなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を行つたために被災市街地復興特別措置法、マンションなど分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一丸となって着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいたぐために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

だきながら、阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策を決定いたしました。被災地における生活の平常化の支援でござります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に関しては、政府がこれまでに講じました具体的な施

策でございますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定す

るとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理について

さらに、復旧・復興への足がかりとなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を行つたために被災市街地復興特別措置法、マンションなど分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一丸となって着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいたぐために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

だきながら、阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策を決定いたしました。被災地における生活の平常化の支援でござります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に関しては、政府がこれまでに講じました具体的な施

策でございますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定す

るとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理について

さらに、復旧・復興への足がかりとなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を行つたために被災市街地復興特別措置法、マンションなど分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一丸となって着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいたぐために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

だきながら、阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策を決定いたしました。被災地における生活の平常化の支援でござります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に関しては、政府がこれまでに講じました具体的な施

策でござますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定す

るとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理について

さらに、復旧・復興への足がかりとなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を行つたために被災市街地復興特別措置法、マンションなど分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一丸となって着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいたぐために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

だきながら、阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講るべき施策を決定いたしました。被災地における生活の平常化の支援でござります。

○政府委員(角地徳久君) 阪神・淡路大震災に関しては、政府がこれまでに講じました具体的な施

策でござますが、まず応急、緊急の対策といたしまして、今回の災害を速やかに激甚災害に指定す

るとともに、生活資金の貸付制度の拡充、税の減免措置、医療費の特例、雇用対策、教育対策等の実施、応急仮設住宅の確保、瓦れき処理について

さらに、復旧・復興への足がかりとなる対策といたしまして、特別の財政援助等に関する法律によりまして補助率のかさ上げ等の措置を実施いたしました。

また、被災地域での市街地復興を行つたために被災市街地復興特別措置法、マンションなど分所有建物の再建等に関する特別措置法、被災地における生活や事業活動の復旧等への対応についての税制上の立法措置など十六本の特別立法措置をいち早く講じました。

また、被災者の救援や地域の総合的な復旧・復興対策を目的として設置されました阪神・淡路大震災復興基金に対しまして、積極的な支援を行うことといたしました。

次に、本格的な復興に向けましては、まず復興事業への国の支援、その他復興に関する施策を政府一丸となって着実に推進するために、阪神・淡路復興対策本部を設置し体制の整備を図りました。

また、復興のための施策につきまして大所高所より御意見や御提言をいたぐために、阪神・淡路復興委員会を設置したところでございます。

○木暮山人君 おはようございます。平成会の木暮でございます。

まず、ただいまの地震防災対策特別措置法案について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

第一には、阪神大震災の復旧・復興のために政

まして、実績といたしましては県、市、それから特別区、広域行政事務組合等がございます。

それから事業の内容でございますけれども、防災基地の中核施設となります以下の要件に該当するような防災センターの建設ということをございまして、地震災害発生時及び平常時において防災基地の機能を総合的かつ有機的に果たすために、

地域の実情において、総合管理施設、これは情報連絡室でござりますとか職員の部屋、集会室、それから防災教育施設、これは地震体験室でござい

ますとか展示室、図書室、それから備蓄施設、それからその他防災センターの建設目的に適合すると認められる施設でございますが、そういう施設を備えているものであるということ。それから、防災センターの規模及び構造が耐火構造でおおむね三千平米、しかも地震災害発生時における震動、延焼等に耐える堅牢なものであること、それから平常時及び地震災害発生時における利用者の利便を確保することができるものであることと

いうことでございます。

現在、モデル事業でやつております補助率につきましては、補助対象事業に要する経費の三分の一ということでござります。

以上でござります。

○木暮山人君

どうもありがとうございます。

これは考えてみますと、日本の国内にある活断層千五百、またブレーント等から見ますと十分な施設を施していくような段階の考え方ではないかと思います。ただ、数の問題だと思います。そこらへんひとつ御考慮のほどをお願いします。

次に、法案及び衆議院の決議に言う地域防災拠

点施設の整備についてでございます。

国民の生命、身体の安全に直接にかかるものであるから今後急速に整備していく必要があると思われる所以、国費の確保に特段の配慮をなすべきではないかと考えますが、これに対する御所見はどうなものでございましょう。

○説明員(長尾和彦君)

御指摘のように、地域防

災拠点施設は震災発生時に国民の生命、身体の安

全にかかるものでありまして、防災対策上重要なものと認識しております。国会で本法案が成立されたならば、今後の予算編成過程におきまして、地図でございますと、地図でございますけれども、防災センターや、情報連絡室等がござりますから、ひととおりの施設を備えてまいりたいと考えております。

○木暮山人君

そこら辺がこの法案が効果を發揮するかしないかでございますから、ひとつ熟慮の上、お願ひしたいと思うのであります。

次に、この法案の趣旨からも、地震防災緊急事業五ヵ年計画の各事業については、厳しい財政事務五ヵ年計画の各事業については、厳しい財政事務のものではござりますが、阪神大震災の甚大な被災状況から見て十分なる事業費を確保すべきであると考えます。これにつきましても、最終的には現在提案された法律そのものの効果が出るか出ないかの岐路でございますので、そこら辺の御所見をひとつお伺いさせていただきたいと思います。

○説明員(長尾和彦君)

今の大震災及び本法案の趣旨にかんがみまして、今後とも地震防災対策については万全を期してまいる所存でございまして、本法案に盛り込まれました各事業につきましては、毎年度予算編成過程において関係省庁とともに十分協議しつつ適切な対応を図つてまいりたいと考えております。

○木暮山人君

御答弁にもありましたように、こ

の法案につきましては、やはり一番の裏づけになるお金の問題でもありますから、ぜひこれが有効に活用できるよう、それが国民のためでもありますから、よろしく御要望申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○林紀子君

私は、三月十五日のいわゆる地震財特法の意見表明で、本委員会で、第一に対象地域を広げてほしい、第二に対象事業の拡充を図つてほしい、第三に地元の要望を酌み尽くした防災整備計画にするとともに、必要な予算の確保を図つてほしいということを申し上げたわけですが、今までひとつの御考査のほどをお願いします。

○説明員(長尾和彦君)

御指摘のように、地域防

災拠点施設についてでございます。

たはつきりさせておきたい点がありますので御質問させていただきたいと思うわけですが、まず、提案者であります衆議院の日野委員長にお伺いいたします。

今回の法案を提出するに当たって、報道によりますと、研究者は相談がない、もつとじっくりやるべきだという声も出ているということですが、例えば予知連の学者など関係者の意見がどのように反映されているのかという点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(日野市朗君)

我々、この法案の作成に当たって随分慎重な各方面との折衝をいたしましたつもりであります。決して我々がやみくもに突っ走ったなどということは絶対にないのでございまして、各省庁とは綿密に打ち合わせをいたしました、それぞれ意見の調和点を求めながら作業をしてまいりました。

○衆議院議員(日野市朗君)

我々、この法案の作成に当たって随分慎重な各方面との折衝をいたしましたつもりであります。決して我々がやみくもに突っ走ったなどということは絶対にないのでございまして、各省庁とは綿密に打ち合わせをいたしました、それぞれ意見の調和点を求めながら作業をしてまいりました。

ありますから、例えは予知連の学者の先生一

人一人から御意見を我々聞くというわけにはまいりませんことございまして、そういう意見の反映は各省庁との綿密なやり合わせといいますか、意見交換の中で各省庁においてくみ上げていただけたものと我々考えているところでございます。

それから、報道なんかもかなりいろんなこと

言つて、よくまあ言つたというような感じもしないわけではございませんが、実はその報道の中でもいろいろな人の意見が述べられておりますけれども、やはり一つの事象に対して行政がきちんと責任を持つていくという体制をつくることが我々必要だと思うのでござります。

○林紀子君

私は、三月十五日のいわゆる地震財

緊急事業五ヵ年計画の内容には、避難地や消防活動が困難である区域の解消に資する道路、さらに老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策などが含まれているわけです。都市計画や再開発計画ともかかわらず、提携者であります衆議院の日野委員長にお伺いいたします。

今回の法案を提出するに当たって、報道によりますと、研究者は相談がない、もつとじっくりやるべきだという声も出ているということですが、まず、予知連の学者など関係者の意見がどのように反映されているのかという点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(日野市朗君)

御意見まことに傾聽することであり、必要な住民の意向、これを最大限尊重するというは極めて大事なプロセスでありますからと私は思つております。特に、神戸市などでも今それで非常に問題が出ていることを私はとてもよく存じております。

ただ、この法律の場合は個々の一つ一つの事業に値することであり、必要な住民の意向、これを最大限尊重するというは極めて大事なプロセスでございましょう。そういうことはきちっと住民の合意を得て事業を推進するという非常に大事な作業、これはまさに現地のといいますか、その地域のといいますか自治体の皆さんにそこを十分に御理解いただき、というよりはもう十分に理解しておられることがあり、自治体の皆さんも本当にその点については最大限の留意を払つて事業をお進めになることであるうと私は思います。その個々の事業の持つ特殊性、それからそれぞれの地域の住民の合意、これはその地域において取りまとめるのが最もふさわしいという意味において、この法律に書くよりはその地域の皆さんにお任せをするのがよりよいのではなかろうかというふうに考えております。

○林紀子君

今の委員長の御答弁で、住民合意というものが基本的な精神だというふうに承りました。決して予知連の先生方の御経験、学識、こういったものを無視しようなどとは思つておりませんで、これはまた新しい組織の中で十分に生かされると、このように思つております。

○林紀子君

統いてお伺いしたいのは、地震防災が見込まれる地区を指定することになつていています

けれども、この地区指定というのはどういう基準で設定するのか。

二点目は、五ヵ年計画を作成するとしているわけですが、五ヵ年でどういう水準まで整備するということを想定しているのか。

関連して、国の負担、補助の特例が最初の五ヵ年に限定されているわけですが、二次、三次と五ヵ年計画を延長すべきではないか、することができるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(村瀬興一君) まず第一点目でござりますが、本法案の第一条に定めております「地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区」につきましては、例えば老朽木造住宅が密集するなど、地震による家屋倒壊や火災等に対して脆弱な地区でありますとか、ライフラインの老朽化により発災時の著しい機能低下が予想される地区でありますとか、津波に対しても円滑な避難が困難な地区でありますとか、そういう地区が考えられるわけでございます。

しかし、実際に都道府県知事が地震防災緊急事業五ヵ年計画を作成するに当たりましては、この法案にもございまます「人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件」につきましては、どれだけ進むかということにかかると思いませんので、その辺も今後ぜひ考えていくべきだと思います。

したがいまして、先ほど三つばかり例を挙げましたのは、そういうなことも含めまして、各地域の実情を総合的に勘案されて適切な地区を設定されるというふうに考えております。

したがいまして、先ほど三つばかり例を挙げましたのは、そういうなことも含めまして、必ずしもそういうところだけに限定されるというわけではないかと思います。

それから二番目でございますが、五ヵ年計画でどれくらいの整備水準を目指してつくるべきかということでござりますけれども、これにつきましても、地震から国民の生命、身体及び財産の保護を図るという本法律案の立法趣旨にかんがみますと、同計画に基づく事業により必要な施設等の整

備の推進ができるだけやることであらうかと思いますが、これにつきましても、ただ、五ヵ年間でできる可能な事業量というものにもおのずから限度がございましようし、それから、これも現行の整備水準との絡みもございましょう。した

がいまして、どれくらいのというのは個々の地区によって異なると思われますので、概には申し上げられないのではないかと思います。

それから三点目でございますが、この五ヵ年計画自体を第二次、第三次と延長することは可能であるというふうに思いますが、ただ、先ほど先生

の特例等の財政上の特別措置に関しましては、最初に作成されました五ヵ年計画だけだというふうに法文上限定されておるところでございま

す。

○林紀子君 この後どうするかということもありますかといたしますが、その予算のところが一番大きくなりだけ進むかということにかかると思いませんので、その辺も今後ぜひ考えていくべきだと思います。

それから次に、国土地理院にお伺いしたいので

すが、地震調査研究推進本部を設置することとし

ては、地震予知連絡会の委員の先生方の意見等を私どもが集約いたしまして協議に参加していく、そ

の意見が生かされるような形で私も努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○林紀子君 今まで積み上げてきた研究成果、そ

ういうものが今後十分引き継がれて生かされるようについて私の方からもお願いをしたいと思います。

それから、文部省に同様の御質問なんですが、

日野委員長のお話では、省庁を通してというお話

がありましたが、この点はどうなっているのか。

か。また、この法律が制定された場合、地震予知連絡会の役割というのを見直していくことになるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○説明員(小野和日児君) 先ほど日野委員長の御

の法案の趣旨に異論があるという認識は持つておりません。

ただ、予知連の先生方は、具体的な地震調査研究の進め方につきましては、その学識経験からそれぞれに意見がござります。今後この地震に関する

調査研究を具体的にどう進めていくかということにつきましては、関係機関で協議することになるか存じますけれども、地震予知はまだまだ研究段階にあることが多いございますので、地震予知連絡会の役割は一層高まつてくるものと思っております。

したがいまして、地震予知連絡会とこの地震調査研究推進本部等との協調関係等につきましては、地震予知連絡会の委員の先生方の意見等を私どもが集約いたしまして協議に参加していく、そ

の意見が生かされるような形で私も努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから第二点目は、推進本部は地震観測の情報などを収集し、整理、分析すると定めておりま

すけれども、こうした情報というのは広くまた活用されるように公表されるのがどうか。その二点をお聞きいたします。

○説明員(榎原裕一君) お答えさせていただきま

す。地震防災対策特別措置法案におきましては、地

震調査研究推進本部の中に地震調査委員会を設けまして、この中で各機関が行います地震に関する観測、測量等の調査結果を分析、評価することといたしております。そして、その評価の結果につ

きまして取りまとめまして広報を行うということになつておるかと認識いたしております。

一方、地震の予知に関する現状を申し上げます

と、従来各機関において観測研究を進めてきたと

ころではあります。いわゆる東海地震以外の地震につきましては観測データの蓄積がいままだ十分

ではございませんし、地震発生のメカニズムにつきましては、まだ解明すべき点が残つております。

この理解をしておりまして、現時点におきまし

ては具体的な予知そのものについては極めて難し

い課題でござりますので、特にその中でも短期的な予知といいうものは、ほぼ事実上不可能といった現状にござります。

こういう現状でございますが、今後本部が行い

ます広報のあり方につきましては、今先生御指摘

す。地震調査研究推進本部におきまして地震に関する調査観測計画の策定がなされる際にも、同様に測地学審議会の建議を踏まえた検討がなされるものと考えております。

○林紀子君 科学技術庁に二点お伺いしたいのですが、推進本部は「評価に基づき、広報を行なう」と定めておりますけれども、広報の内容はどのように考えております。

すが、推進本部は「評価に基づき、広報を行なう」と定めておりますけれども、広報の内容はどのよ

うなものが考えられるのか、また、内容によって住民が混乱を来すというような心配はないのかどうか。

それから第二点目は、地震観測の情報などを収集し、整理、分析すると定めておりまして、

すけれども、こうした情報というのは広くまた活用されるように公表されるのがどうか。その二点をお聞きいたします。

○説明員(榎原裕一君) お答えさせていただきます。

地震防災対策特別措置法案におきましては、地

震調査研究推進本部の中に地震調査委員会を設けまして、この中で各機関が行います地震に関する観測、測量等の調査結果を分析、評価することといたしております。そして、その評価の結果につ

きまして取りまとめまして広報を行うということになつておるかと認識いたしております。

一方、地震の予知に関する現状を申し上げます

と、従来各機関において観測研究を進めてきたと

ころではあります。いわゆる東海地震以外の地震につきましては観測データの蓄積がいままだ十分

ではございませんし、地震発生のメカニズムにつ

きましては、まだ解明すべき点が残つております。

この理解をしておりまして、現時点におきまし

ては具体的な予知そのものについては極めて難し

い課題でござりますので、特にその中でも短期的な予知といいうものは、ほぼ事実上不可能といった現

状にござります。

我が国におきます地震予知研究は、この測地学審議会の建議する地震予知計画に基づきまして大

学、気象庁、国土地理院などの関係機関が連携協

でさらに検討していくことといたしたいかと思います。

それから情報の関係でございますが、一つこの法案の目的といたしましては、地震に関する調査研究を積極的に進めていくというのが法案の趣旨かと承知いたしておりまして、このような成果につきましては、国民に対しても適宜還元していくということが極めて重要な課題であると思いますので、このような情報を還元することによりまして、例えば国民の防災に関する意識を啓発するとか、長期的に見ますと防災対策などにも十分お役に立てるようなものではないかと思っております。

○委員長(陣内孝雄君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(陣内孝雄君) 他に御発言もないようですが、長期的に見ますと防災対策などにも十分お役に立てるようなものではないかと思っております。

(賛成者挙手)

○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○横尾和伸君 私は、ただいま可決されました地震防災対策特別措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、平成会、新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

以下、案文を朗読いたします。

地震防災対策特別措置法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、本法は、地震による灾害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としてい

ることにかんがみ、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、政府は地震防災対策の実施に万全を期すること。

二、地震災害発生の際に、国民の生命及び身体の安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものであることをか

ら、政府は本事業の積極的な推進を図ることと。

以上であります。

○委員長(陣内孝雄君) ただいま横尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(陣内孝雄君) 全会一致と認めます。

よつて、横尾君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(陣内孝雄君) ただいまの決議に対し、小澤国土府長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小澤国土府長官。

○国務大臣(小澤潔君) ただいまの決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して、政府として、その整備を積極的に進めてまいります

ので、議員の皆様の御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時二十分散会

画を変更する場合について準用する。(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策特別措置法案(衆)

地震防災対策特別措置法案

地震防災対策特別措置法

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る國の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)
第一条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

第二条 地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

第一 避難地
第二 避難路
第三 消防用施設
第四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
第五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通連絡施設、ヘリポート、港湾施設、港湾法(昭和二十九年法律第二百十八号)第一條第五項の外から施設、同項第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

第六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共用物件を収容するための施設

第七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他の政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強をするもの

第八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強をするもの

第九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強をするもの

第十 公立の高等学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強をするもの

第十一 第七号から前号までに掲げるものは、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

第十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設

四 前二項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

五 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

六 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

七 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

八 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

九 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十一 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十二 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十三 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十四 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十五 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十六 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十七 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十八 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

十九 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十一 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十二 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十三 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十四 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十五 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十六 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十七 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十八 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

二十九 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十一 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十二 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十三 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十四 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十五 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十六 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十七 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十八 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

三十九 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十一 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十二 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十三 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十四 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

げる施設等の整備等であつて、主務大臣の定

める基準に適合するものに関する事項について定

めるものとする。

四十五 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲

</

<p>又は河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設</p> <p>十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二条第一項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</p> <p>十四 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設</p> <p>十五 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、氷水プール、自家発電設備その他の施設又は設備</p> <p>十六 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</p> <p>十七 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材</p> <p>十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの</p> <p>二十一 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならぬい。</p>
--

<p>(地盤防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)</p> <p>第四条 地震防災緊急事業五箇年計画(最初に成されたものに限る)に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの(主務大臣の定める基準に適合するものに限る)に要する経費に対する国(の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という))は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限る)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という))は、同表に掲げる割合とする。</p> <p>二 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国(の負担割合が、同項の規定による国(の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国(の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。</p> <p>(地方債についての配慮)</p> <p>第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>(財政上の配慮等)</p> <p>第六条 国は、この法律に特別の定めのあるもの(本部)といふ。)に基づく事務を執行する。</p> <p>第七条 総理府に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p>二 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案</p>
--

<p>二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。</p> <p>三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。</p> <p>四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行なう関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。</p> <p>五 前号の規定による評価に基づき、広報を行なうこと。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p> <p>七 本部は、前項第一号に掲げる事務を行うに当たっては、中央防災会議の意見を聽かなければならない。</p> <p>八 本部の事務を行なうに当たっては、気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。</p> <p>九 本部の長は、本部の組織</p> <p>十 本部長は、本部の事務を総括する。</p> <p>十一 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。</p> <p>十二 本部の庶務は、科学技術庁において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、科学技術庁及び政令で定める行政機関において共同して処理する。</p> <p>十三 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営にかかる必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(調査研究の推進等)</p> <p>第十四条 本部は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>十五 気象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む。)は、第一項の事務を行なうに当たっては、地域地震に関する観測、測量、調査又は研究を行なう関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行なうことを要請することができる。</p> <p>十六 气象庁長官は、前項の規定による要請を受けたときは、その成果を本部長に報告するものとする。</p> <p>十七 气象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む。)は、第一項の事務を行なうに当たっては、地域地震に関する観測、測量、調査又は研究を行なう関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行なうことを要請することができる。</p> <p>十八 气象庁長官は、前項の規定による要請を受けたときは、その成果を本部長に報告するものとする。</p> <p>十九 國は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図ることができる。</p> <p>二十 國は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため必要な予算等の確保に努めなければならない。</p>
--

<p>二 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>三 地震調査委員会は、前項の事務に關し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとす。</p> <p>四 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>五 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>六 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>七 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>八 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>九 國は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため必要な予算等の確保に努めなければならない。</p>

量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

附
則

- (施行期日)

旅行期日

- （總理府設置法の一部改正）
総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条 本府に、地震調査研究推進本部

- 2 地震調査研究推進本部の組織及び所掌事務については、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第3号)の定めるところによる。

3 (科学技術庁設置法の一部改正)

3.1 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

3.2 第五条第十八号中「特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)」を「地震防災対策特別措置法(平成七年法律第二号)」(地震調査研究推進本部に関する部分に限る)、特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)」に改める。

4 (国土庁設置法の一部改正)

4.1 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

4.2 第四条第二十四号中ヒをモとし、エをヒとする。

別表第一(第四条関係)

事 業 の 区 分		國の負担割合
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設若しくは情緒障害児短期療養施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十二号)第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法(昭和二十五年法律第三百四十四号)第三十八条第一項に規定する精神薄弱児施設(通所施設を除く)又は老人ホームのうち、木造の施設の改築	三分の一	二分の一
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強	二分の一	二分の一
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一	二分の一
地震災害時に於ける飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するための井戸貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一	二分の一
地震災害時に於ける非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一	二分の一
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一	二分の一
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重度心身障害児施設若しくは情緒障害児短期療養施設、身体障害者福祉法第五条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第二十八条第一項に規定する精神薄弱児施設(通所施設を除く)又は老人福祉法第五条に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	六分の一	二分の一

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平成八年度約
百七十億円の見込みである。